

## 道路交通法改正に伴う 認知機能検査制度の導入について - 北海道警察本部からの依頼-

◇総務部◇

道路交通法の一部改正(平成19年6月20日公布)に基づき、平成21年12月1日以降に75歳を迎える高齢運転者に対して、免許更新時に高齢者講習に先立って認知機能検査の受検を義務づける制度が、本年6月から導入されることになりました。

この認知機能検査で認知症の疑いがあると判定され、かつ、更新前6ヵ月または更新後1年以内に一定の違反 行為を行った運転者は、専門医等による臨時適性検査の受検が必要となり、同公安委員会ではその診断結果等 を参考として免許の継続の可否を判断することとなりました。

その流れについては、以下の手続等の流れ図をご参照ください。

なお、臨時適性検査を行う専門医につきましては、北海道警察本部が各方面本部と調整の上、関係郡市医師会等に出向いて詳細説明し、理解を得て郡市医師会から推薦いただいた方々に協力いただくことになっております。

## 75歳以上の運転者の免許証更新手続等の流れ 75歳以上の高齢運転者 能 認 知 機 検 杳 検査結果は本人に教示(公安委員会にも通知) 認知症のおそれがある者 認知機能が低下しているおそれがある者 こうしたおそれがない者 高 者 講 習 齢 検査結果に基づいた講習を実施 更新期間満了日1年前以後に 更新後に基準行為をした場合 基準行為をしていた場合 基準行為の例:信号無視、指定場所一時不停止等、 通行区分違反なと 検 臨 時 谪 性 杳 公安委員会が認める専門医の診断 (かかりつけの専門医の診断書の提出も可) 認知症と判明 認知症でないと判明 免 許 継 続 免許の取消し・停止

次

事

新